

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成30年6月12日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1. 監査対象 総合政策課の平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 2. 監査期間 平成30年4月26日～5月18日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>1. 業務委託契約について、委託事業者の見積額が予算の内訳額を超えているものがあり、契約に支障をきたすことも有り得るため、予算額については十分精査のうえ計上のこと。</p> <p>2. 備品管理台帳について、平成29年度の台帳が作成されていないため、台帳整備に基づく適正な財産管理に努めること。</p>	<p>1. 業務委託の予算については、特に業務内容に変更がなければ前年度契約を参考に予算措置しているところですが、市営バス運転業務委託の見積額については、予算額を超えるものとなりました。その要因として、国土交通省では安全コストを運賃・料金に反映させた新たな運賃・料金制度に移行しており、併せて、運転手不足による人員確保のため、単価は上昇傾向にあります。</p> <p> 今後は、民間の動向を把握しながら、適正な予算額を確保し、契約に支障がきたさないよう努めます。</p> <p>2. 平成29年度の備品台帳を整備しました。以後、備品台帳記載要領に基づき、適正な備品管理に努めます。</p>